

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第59号

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則

新潟ユニゾンプラザ規則（平成8年新潟県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条、第7条、第10条関係） （1）設備の使用料				別表（第2条、第7条、第10条関係） （1）設備の使用料			
設備名		使用料		備考		備考	
		単位	金額 (円)				
多 目 的 ホ ー ル	(略)			(略)			
	照 明	(略)			(略)		
		ボーダー ライト	(略)		カラーフ ィルター を含まな い。		
		アッパー ホリゾン トライト	(略)		"		
	ロアーホ リゾンラ イト	(略)					
	(略)			(略)			
	ピンスポ ットライ ト	(略)	(略)	(略)			
	ムービン グライト	"	1,170				
	映 写	プロジェ クター	(略)		ビデオブ ロジェク ター		
		(略)			(略)		
ブルーレ イプレイ ヤー		(略)		スライド 機			
(略)			(略)				
音 響	(略)			(略)			
	メディア プレイヤ ー	(略)		C D プレ イヤー			

		(略)			
		オーディオレコーダー	(略)		
		(略)			
		(略)			
多目的ホール以外	映写	プロジェクター	(略)		
		ブルーレイプレイヤー	(略)		
		(略)			
	テレビ	(略)	(略)		
	大型モニター	〃	1,070		
		(略)			
		(略)			
展示		(略)	(略)	(略)	
	その他	解説台	1台	430	あらかじめ設置されているものを除く。
		ホワイトボード	〃	190	〃
その他共通		マイクスピーカー	1式	3,010	
		ウェブカメラ	1台	1,070	
		無線LANルーター	〃	160	
持込み機器のための電源		(略)			
注	(略)				
(2)	(略)				

		(略)			
		カセット式テープレコーダー	(略)		
		(略)			
		(略)			
多目的ホール以外	映写	ビデオプロジェクター	(略)		
		スライド機	(略)		
		(略)			
	テレビ	(略)	(略)		
		(略)			
		(略)			
		(略)			
展示		(略)	(略)	(略)	
持込み機器		(略)			
注	(略)				
(2)	(略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。